

Monthly Note

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenroaikyokai.or.jp/

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)



CONTENTS

- 2018年度採用公募委託調査研究の報告会を開催しました … P1
- メールマガジン会員向けの情報を一部ご紹介
令和2年7月より実施「自筆証書遺言書保管制度」…………… P2
- 全労済協会が相互扶助事業として実施している保険商品について
～自治体提携慶弔共済保険とは～ その1 …………… P3
- 働き方改革の行方(9)「労働契約法20条を巡る最高裁判決について」 … P4

2018年度採用 公募委託調査研究の報告会を開催しました

当協会では、勤労者の福祉・生活に関する調査研究活動として、2005年度から「公募委託調査研究」を実施し、勤労者福祉に関する各種研究を公募しています。

このたび2018年度採用研究者の成果をまとめた報告書が完成し、9月29日、10月2日に当協会会議室にてオンライン（Zoom）で成果報告会を開催しました。当日は、一般社団法人日本協同組合連携機構、公益財団法人生協総合研究所、公益財団法人連合総合生活開発研究所、公益社団法人教育文化協会、日本生活協同組合連合会および労働者福祉中央協議会などの関係諸団体からのべ18名の方にご参加いただきました。

1. 2020年9月29日 報告会

- 「社会保険における子どもの位置付けの強化に関する国際比較研究」
佐賀大学経済学部教授 平部康子 氏（代表研究者）
- 「超高齢社会を支える介護保障システムの構築」
金沢大学経済学経営学系教授 森山 治 氏（代表研究者）

2. 2020年10月2日 報告会

- 「タイの社会的企業の経営実態と持続的発展に関する研究」
大阪市立大学経済学研究科教授 金子勝規 氏
- 「医療保障における共済・民間保険の可能性」
熊本学園大学社会福祉学部教授 松本勝明 氏（代表研究者）



オンライン報告会の様子

■当協会のホームページにて報告書(PDF)の全文をご覧ください。

全労済協会 公募研究シリーズ

検索

<https://www.zenroaikyokai.or.jp/thinktank/research/enquete/>

～メールマガジン会員向けの情報を一部ご紹介～ 令和2年7月より実施「自筆証書遺言書保管制度」

当協会では毎月、メールマガジン会員の皆さまへ様々なお役立ち情報をお届けしています。今回、Monthly Note読者の皆さまへ、直近のメールマガジンの情報の一部をご紹介します。

預けて安心！

法務局における「自筆証書遺言書」の保管制度 令和2年7月10日開始！！

法務局における遺言書の保管等に関する法律により、全国の法務局に自筆証書遺言書が保管できる遺言書保管所が設置され、令和2年7月10日から自筆証書遺言書保管制度が開始されています。

今回はこの制度概要について、税理士の関口邦興さんにお聞きしました。

■なぜ自筆証書遺言書の保管制度が始まったの？

これまで遺言書を自宅で保管すると、紛失や隠匿等のおそれがありました。それらを防止するため、また、遺言書の存在の把握を容易にし、遺言者の最終意思の実現、相続手続きの円滑化のため公的機関（法務局）で保管する制度が新設されました。

■どんな制度？メリットは？

自筆証書による遺言書を作成した本人が、法務局（遺言書保管所）に遺言書の保管を申請することができる制度です。遺言書保管所が遺言書を保管するので、死亡後、発見されない、書き換えられるなどのおそれがありません。また家庭裁判所での検認手続きが不要となり、相続手続きの負担が軽くなります。

■遺言書を預ける申請手続は？

遺言者が行う保管申請手続は以下のとおりです。

1. 遺言者は、自筆証書遺言に係る遺言書を作成します。
 2. 遺言書の保管を申請する遺言書保管所を選択します（遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地の内より選択します）。
 3. 遺言書の保管申請書を作成します。遺言書は法務省のホームページからダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。記載例を参照して記入します。
 4. 上記2. で選択した遺言書保管所へ保管申請の予約をします。電話、窓口での予約の他、法務局手続案内予約サービスの専用ホームページもあります。
 5. 予約した日時に、遺言者本人が必要書類を持参して遺言書保管所に出向き手続きを行います。
 6. 手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称および保管番号が記載された保管証を受領します。
- ※その他保管に係る申請手続として、遺言書の閲覧、預けた遺言書の返却の申し出（保管の撤回）、住所等の変更事項の届出（変更の届出）があります。

☆詳しくは法務省 HP「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」をご参照ください

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

今後も会員の皆さまへお役立ち情報をお届けします。ぜひメールマガジン会員へご登録ください！！

メールマガジン会員登録・配信のお申し込みは
当協会ホームページにて承っています。
このバナーをクリックしてご登録ください。



【シンクタンク事業の情報をお届けします】

メールマガジン配信のお申し込み・変更・停止の
お申し込みはこちら



全労済協会が相互扶助事業として 実施している保険商品について ～自治体提携慶弔共済保険とは～ その1

多くの勤労者サービスセンター等において実施していただいている「自治体提携慶弔共済保険」について、今後、Monthly Noteの中で特徴点を随時紹介させていただきます。

自治体提携慶弔共済保険は、1990年から実施していた「慶弔（自治体提携用）共済」を前身とし、2013年からは保険業法等を根拠とする認可特定保険業の保険商品（厚生労働省認可）として実施しています。

地域毎に中小企業の勤労者の福利厚生のために設立されている、勤労者福祉サービスセンター・共済会・互助会等（以下「サービスセンター」と略称させていただきます。）の皆さまのための専用の保険です。

この保険はサービスセンターの皆さまが「慶弔給付事業」、「慶弔共済金給付事業」、「共済給付事業」、「共済金給付事業」等の様々な名称で実施されている給付事業を安定的に運営していただくことを目的としています。

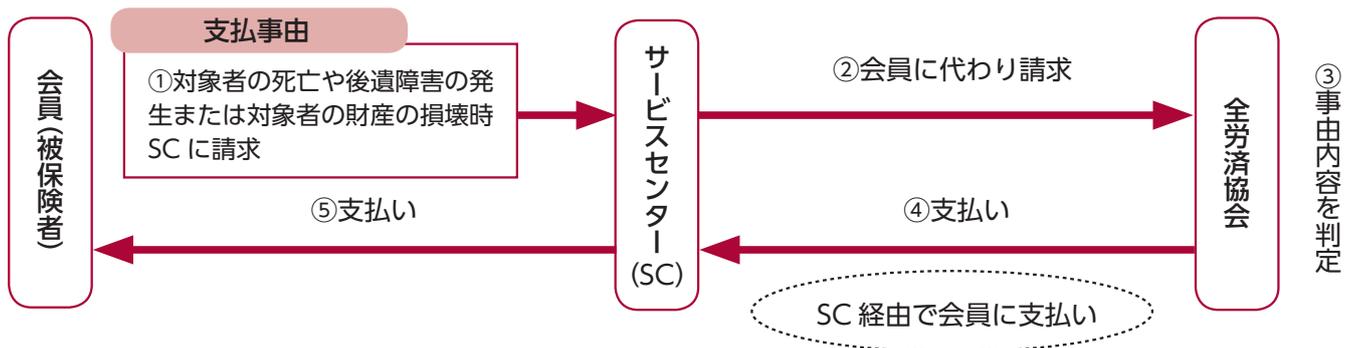
今回は自治体提携慶弔共済保険の構成についてご説明します。

●自治体提携慶弔共済保険の「構成」

サービスセンター会員本人の保障	被保険者は会員
サービスセンター会員本人の財産の保障	被保険者は会員
サービスセンターによる各種慶弔金の支払の保障	被保険者はサービスセンター 保険金受取人はサービスセンター (会員への支払を前提として)

<請求の流れ>

1. 「本人保障」「本人財産保障」の場合



2. 「慶弔見舞金保障」の場合

実際の請求手続きは上図と変わりありませんが、慶弔見舞金保障の場合は、被保険者と保険金等の受取人が（会員ではなく）サービスセンターであるという点が異なります。つまり、サービスセンターが会員に給付金等を支払うことを決定したことが支払事由となり、（会員への支払いを前提として）受取人であるサービスセンターに支払われることになります。

以上、「本人保障」「本人財産保障」と「慶弔見舞金保障」では支払事由・受取人に違いがあるという点について解説しました。

「自治体提携慶弔共済保険」についてのお問い合わせは

共済保険部 事業推進課 TEL 03-5333-5128（直通）までお願いします。

有期契約労働者の労働条件の不合理性を巡る最高裁判決が再び注目されました。今回はこれについて考えます。

Q1. 最高裁では何が争われたのですか。

A1. 期間の定めのある労働契約で働く労働者が、期間の定めのない労働者(いわゆる正社員)との間の労働条件の相違は不合理なものであり、労働契約法20条違反であるとして、損害賠償等を求めました。10月13日には最高裁第3小法廷で2件(大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件)、10月15日には最高裁第1小法廷で3件(日本郵便事件3件)の判決が言い渡されました。

2018年6月の2つの最高裁判決(長澤運輸事件、ハマキョウレックス事件、当コラム2018年9月号参照)に続く労働契約法20条を巡る最高裁判決であり、今回は特に、賞与や退職金を巡り争われた点で注目されました。

Q2. 判決の主な特徴はどの点にありますか。

A2. 当該企業の退職金、賞与、諸手当等の性質と支給目的を明らかにし、職務内容等の法所定の諸事情を考慮した上で、個々の待遇ごとに相違の不合理性の判断を行ったことです。主な結果は下表の通りです。(○は合法、×は不合理で違法。説明は当該項目の性質・目的、賠償額等。)

<大阪医科薬科大学事件(原告は3年余勤務のアルバイト)>

	大阪高裁	最高裁
基本給	○ 職務の内容等に差。同時期採用の正職員と2割程度の差は不合理ではない。	○ 上告受理申立理由を排除。
賞与	× 就労に対する対価・功労等。アルバイトに賞与なしは不合理。正職員の60%の月額相当額を支払え。	○ 労務対価の後払い、功労等。正職員の職務を遂行しうる人材確保が目的。職務内容等が大きく異なる。
夏期特別休暇	× 蒸し暑い夏に心身をリフレッシュ。アルバイトに休暇なしは不合理。	× 上告受理申立理由を排除。50,110円(別途弁護士費用5,000円)を支払え。
私傷病欠勤の有給保障	× 継続就労の期待が趣旨。正職員のみ欠勤6ヵ月賃金全額、以後休職給2割支給は不合理。賃金1ヵ月、休職給2ヵ月を支払え。	○ 正職員の長期就労を期待し、確保する目的。長期雇用を前提としていないアルバイトに支給しないことは不合理ではない。

<メトロコマース事件(原告は契約社員Bの4人)>

	東京高裁	最高裁
本給	○ 職務の内容等に大きな差。正社員と25%強の差は不合理ではない。	○ 上告受理申立理由を排除。
賞与	○ 労務対価の後払い等。契約社員Bにも各期12万円支給。不合理ではない。	○ 上告受理申立理由を排除。
住宅手当	× 住宅費の負担の有無にかかわらず、福利厚生・生活保障として支給。正社員にのみ支給は不合理。	× 上告受理申立理由を排除。原告X11に220,800円(別途弁護士費用22,080円)を支払え、等。

退職金	× 賃金の後払い、功労報償等。有期労働者も65歳まで更新、10年前後勤務、不支給は不合理。正社員の1/4を支払え。	○ 労務対価の後払い、功労報償等。正社員の職務を遂行しうる人材確保が目的。職務内容等に一定の相違があり不合理ではない。
褒賞	× 一定期間勤続が条件の支給。正社員のみ勤続10年時3万円、定年退職時5万円の記念品は不合理。	× 上告受理申立理由を排除。原告X11に80,000円(別途弁護士費用8,000円)を支払え、等。

<日本郵便東京事件(東)、同大阪事件(阪)、同佐賀事件(佐)
(原告は時給制契約社員 大阪は月給制契約社員を含む)>

	高裁	最高裁
年末年始勤務手当	× (東) × (阪、5年超のみ)	× (東、阪)
病気休暇	× (東)	× (東)
夏期休暇・冬期休暇	- (東、損害未発生) × (阪、佐)	× (東、阪、佐)
年始祝日給	× (阪、5年超のみ)	× (阪)
扶養手当	○ (阪)	× (阪、*継続的勤務が見込まれるため)

なお、賞与と退職金の目的と判断理由に関する第3小法廷の判決文は、同義反復ないし総合的・俯瞰的論法のそしりを免れないようにも思われます。

Q3. 今回の最高裁判決は実務にどう影響しますか。

A3. 労働契約法20条は2020年3月末に廃止、パートタイム・有期雇用労働法(以下、パート有期労働法)8条に統合されました(ただし、中小企業の適用は2021年4月)。

**パートタイム・有期雇用労働法
(不合理な待遇の禁止)**

第8条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、(中略)業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情(中略)を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

この結果、私法上の効力を持つ同条違反の待遇は、労働契約法20条と同様に無効で損害賠償が認められるとともに、パート有期労働法9条(通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止)、14条(事業主が講ずる措置の内容等の説明)、18条(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等)等と相俟って、有期契約労働者の待遇への行政の関与が強まりました。

従って、今回の最高裁の判断はパート有期労働法8条の解釈・適用の問題として、今後の非正規労働者の労務管理の実務に影響を及ぼすこととなります。